

関市特定空家等解体工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、特定空家等の解体工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めることにより、市民生活の安全・安心な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に対し、市長が空家法第14条第1項に基づく助言又は指導を行ったものをいう。
- (2) 所有者等 特定空家等の所有者又は管理について権限を有する者をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力をいう。

(補助対象の特定空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる特定空家等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 所有権者以外の権利者がいない、又は全ての所有権者以外の権利者が解体について同意しているものであること。
- (2) 所有者等が空家法第14条第3項の規定による措置命令を受けていないものであること。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、解体工事業者に依頼をして行う特定空家等の解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）

であって、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 特定空家等の一部を解体する工事
 - (2) その他市長が不相当と認める工事
- (補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 特定空家等の所有者等であること。ただし、当該特定空家等が共有の場合にあつては全ての共有者が、当該所有者等が特定空家等の管理について権限を有する者の場合にあつてはその所有者が解体について同意していること。
- (2) 補助事業の実施に際し、この告示による補助金以外の補助金、助成金その他の市からの助成を受けていないこと。
- (3) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税その他の市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。

2 補助対象者は、特定空家等1戸（長屋又は共同住宅の場合は1棟）につき、1人とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る費用（解体に伴い発生する廃材等の処分費用及び解体後の土地の整地費用を含む。）であつて解体工事業者に支払ったものとする。

2 前項の場合において、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、300,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、関市特定空家等解体工事費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の見積書の写し（解体工事業者の押印のあるものに限る。）
- (2) 解体工事業者の有する建設業の許可（土木、建築又は解体工事に関するものに限る。）の写し又は建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録を証する図書の写し
- (3) 個人情報調査同意書（別記様式第2号）
- (4) 第5条第1項第1号ただし書の場合においては、特定空家等の解体について必要な者の同意が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を可とする場合にあっては関市特定空家等解体工事費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、不可とする場合にあっては関市特定空家等解体工事費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付を可とする決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助事業を行い、当該補助事業を完了させなければならない。

（事業の実施）

第10条 市長は、申請者が前条第1項の規定による補助金の交付決定前に補助事業に着手したときは、補助金を交付しないものとする。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定者は、補助事業を中止する場合は、速やかに関市特定空家等解体工事費補助金交付申請取下申出書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

（申請内容の変更等）

第12条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに関市特定空家等解体工事費補助金変更承認申請書（別記様式第6号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、交付決定者は、変更申請書に第8条に規定する書類であって当該変更に関するものを添付するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付決定の内容を変更することができる。

4 市長は、前項に規定する変更を行うときは、関市特定空家等解体工事費補助
金変更決定通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとす
る。

（地位の承継）

第13条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の承継人が交付決定
のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けて地位を
承継することができる。

2 交付決定者は、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場
合は、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があ
るときに限り、市長の承認を受けて地位を承継することができる。

3 交付決定者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける地位を第三者に
譲渡し、又は担保に供してはならない。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した
日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、関市特定空家等解体工
事費補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長
に提出しなければならない。

（1） 解体工事の工事請負等契約書の写し又は請書の写し

（2） 工事費等請求書の写し又は領収書の写し（解体工事業者の押印のある
ものに限る。）

（3） 建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出の受領票の写し又は解
体工事が適切に行われたことが確認できる書類の写し

（4） 解体工事の工事中及び完了時の内容が確認できる工事写真

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査のうえ、
交付すべき補助金の額を確定し、関市特定空家等解体工事費補助金確定通知書
（別記様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知

するものとする。

(補助金の交付)

第16条 確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに関市特定空家等解体工事費補助金請求書(別記様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(5) 暴力団等に該当すると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市特定空家等解体工事費補助金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第11号)により交付決定者に通知する。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。